

社会福祉法人長楽会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長楽会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員（本法人の給与規定の適用を受ける役員および評議員を除く。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員が本法人の業務を行うときは報酬を支給する。
2 前項の報酬の額は6,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が職務のための出張に要する費用の弁償としての旅費を支給する。
2 旅費の種類及び額は、別途定める旅費規程に準拠するものとする。

附則

この規定は、平成8年10月1日から施行する。
この規定は、平成22年12月1日に改正し、施行する。